



Contents

- P 2 「平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報」について
- P 4 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する
パブリックコメントの結果等について
- P 6 銀行カードローンの実態調査結果の公表について
- P 7 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課
題」について
- P 8 第 7 回日中財務対話について
- P 11 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 17 お知らせ

「平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報」について

平成 30 年北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々に対し改めて衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆さまに対して心よりのお見舞いを申し上げます。

金融庁では、ウェブサイト上に「平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報」ページを開設し、以下のような被災者の皆さまに役立つ情報を提供しています。

1. 平成 30 年北海道胆振東部地震金融庁相談ダイヤルについて

- 金融庁では、平成 30 年北海道胆振東部地震発生に際し、被災者の皆様が金融機関のどの窓口にお問い合わせをすればいいのかということのご照会、あるいは、金融機関とのお取引に関するご相談等を受け付けるため、「平成 30 年北海道胆振東部地震金融庁相談ダイヤル」を開設しました。金融機関とのお取引に関してご心配なことがある場合には、お気軽にご相談ください。

0120-156811 (フリーダイヤル) 【平日 10:00~17:00】

※ IP 電話からは 03-5251-6813 におかけください。

2. お金を借りておられる皆さまへ

- 金融機関は、災害の影響を直接、間接に受けておられる方から、借入金の返済猶予等や、つなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努めています。
- 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にするなど、弾力的・迅速な対応に努めています。
- 住宅ローンの返済ができなくなったなどの場合は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。
- 金融機関は、被災者の方からの相談対応として、相談窓口等を設置しています。

3. 生命保険及び損害保険を契約されている皆さまへ

- 保険会社等では、保険金等の簡易迅速なお支払いを実施しています。
- 被災された方からの申し出があれば、保険料の払込みの猶予を実施し

ています。

- 保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。
- 保険証券や届出印鑑等を紛失してしまった場合でも、それぞれの状況に応じた柔軟な対応を行っています。契約している保険会社が分からない場合については、生命保険協会、日本損害保険協会又は外国損害保険協会にご照会ください。

詳しくは以下のサイトをご覧ください。

- ・ 生命保険協会：

[災害救助法適用地域の特別取扱いについて（北海道）](#)

- ・ 日本損害保険協会：

[平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆様へ](#)

4. その他の情報

① 被災者の方の口座開設について

- 平成 30 年北海道胆振東部地震で被災した方が、金融機関に口座を開設しようとするときの本人確認の方法として、通常の本人確認の方法が困難な時は、当分の間、当該顧客からの申告によることができます。

② 義援金に関して

- 今回の平成 30 年北海道胆振東部地震に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限ります。）について、200 万円以下のものに限り、取引時確認が免除されます。
- 過去の災害・震災時には、義援金の募集を装った振り込め詐欺等が多数認められており、今回の平成 30 年北海道胆振東部地震においても同様に、皆様の善意に乗じた卑劣な犯罪が発生する恐れがあります。義援金等を装った詐欺に遭わないよう、十分にご注意ください。
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及びゆうちょ銀行では、指定する義援金口座への窓口振込手数料を無料としています。

詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

[全国銀行協会](#) [全国地方銀行協会](#) [第二地方銀行協会](#)
[全国信用金庫協会](#) [ゆうちょ銀行](#)

③ 金融機関等への要請事項について

- [平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震にかかる災害に対する金融上の措置について](#)（9月6日）

上記のほか、「平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報」ページでは、金融庁・金融機関等の対応状況として、被災地域の金融機関の状況、金融庁及び財務局の震災対応に関する諸施策並びに金融業界の対応についての情報をご覧になることができます。当該情報は、日々更新しています。また、情報を更新した際には、金融庁 Twitter でも情報発信を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトのトップページから「[平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報](#)」「[金融庁 Twitter](#)」にアクセスしてください。

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、銀行や銀行代理業者等の営業所や事務手続き等に係る規制の見直しに係る政令・内閣府令案等につきまして、6月1日から7月1日にかけて意見募集を行い、11の個人及び団体より延べ34件のコメントをいただきました。また、8月15日にその結果を公表するとともに、同日に政令・内閣府令等を公布し、8月16日に施行しました。

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」の主な改正内容は、以下のとおりです。

1. 店舗の休日規定の見直しについて

銀行及び特定銀行代理業者において、当座預金業務を営む営業所については、休日承認の審査要件を満たさないことから、法令で定める休日（土日、祝日、12月31日から1月3日まで）以外の日を休日と定めることができませんでしたが、当該審査要件の「当座預金業務を営む営業所」を削除することにより、顧客利便性を著しく損なうことがなければ、金融庁長官の承認により、法令で定める日以外の日を休日とすることを可能としました。（銀行法施行令、銀行法施行規則の改正）

2. 共同店舗について

複数の銀行等による共同店舗を運営する場合、誤認防止や防犯上の措置を講ずる必要があるため、共同店舗内での遮断壁の設置や銀行ごとに職員

を配置し、事務作業も個々に行うこととしていましたが、顧客情報保護のための必要な措置を講じることや適切な態勢整備を図ることなどにより、遮断壁や銀行ごとの職員の配置などは必ずしも求めないこととしました。
(主要行等の総合的な監督指針等の改正)

3. 信用金庫等による地区内への転入予定者への貸付けについて

信用金庫等の地区内に居住する者については会員等資格がある一方で、居住予定者については会員等資格がありませんでしたが、住宅購入などにより当該地区内に転入が確実である者については、会員等資格がある者として信用金庫等からのサービスを受けられることとしました。(信用金庫法施行規則等の改正)

4. 銀行代理業者と所属銀行に課せられた書面交付義務の緩和について

銀行代理業者が外貨預金を販売する際、契約締結前交付書面等の交付義務が課せられ、委託元である所属銀行に対しても同様の交付義務が課せられているため、銀行代理業者又は所属銀行のどちらか一方が当該書面等を交付すれば足りることとしました。(銀行法施行規則等の改正)

5. 銀行代理業者が所属銀行のディスクロージャー誌を縦覧に供する手続きの簡素化について

銀行代理業者においては、所属銀行のディスクロージャー誌の縦覧が求められていますが、当該縦覧の方法として、従来の紙媒体及び画面上での表記に加え、ディスクロージャー誌のインターネット上のアドレス掲示を追加しました。(銀行法施行規則等の改正)

6. ディスクロージャー誌の縦覧開始届出の廃止について

銀行がディスクロージャー誌の縦覧を開始した際、当局に対し開始した旨を届け出ていましたが、当該届出を廃止しました。(銀行法施行規則等の改正)

7. 預金以外の金融商品を扱う窓口に係る規制の緩和について

銀行等が預金以外の金融商品を扱う場合、顧客への商品説明義務に加え、特定の窓口の設置や当該窓口ごとに預金との誤認防止のための表示が必要でしたが、誤認防止のための適切な表示を行うことにより特定の窓口の設置や窓口ごとの表示を不要としました。(銀行法施行規則等の改正)

8. 信託契約代理店に関する規制緩和について

信託契約代理店の登録を行う場合、当該代理店の役員が他の法人の役員を兼職する際には登録申請書に記載する必要があります。一方、証券会社は、当該証券会社の役員が他の法人の役員を兼職する場合には届出義務が課されており、当局として把握は可能です。このため、証券会社が信託契約代理店となる場合の当該代理店の登録申請書には、当該証券会社の役員と当該代理店の役員の兼職についての記載は不要としました。また、他の法令に基づき当局が既に履歴書の提出を受けている場合も、重複となる履歴書の提出は不要としました。(信託業法施行規則の改正)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）](#)」に対するパブリックコメントの結果等について」(平成30年8月15日)にアクセスしてください。

銀行カードローンの実態調査結果の公表について

金融庁では、多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点から、銀行カードローンの融資審査の厳格化を徹底し、スピード感を持って業務運営の適正化を推進していくための取組みを行っています。

まず、昨年9月以降、カードローンの融資残高の多い先を中心とした12行に対して立入検査を実施し、融資審査態勢や広告・宣伝等について必要な改善を促し、その結果を本年1月26日に「[銀行カードローン検査中間とりまとめ](#)」として公表しました。

そして、本年3月、検査実施先以外の銀行カードローンを取り扱っている銀行に対して調査票を発出し、業務運営の詳細な実態調査を実施しました。併せて、検査実施先の銀行についても、直近の業務運営の見直しの状況を改めて確認し、これらの結果を取りまとめ、8月22日に「銀行カードローンの実態調査結果」として公表しました。

今回の実態調査の結果、業界全体として、

- ① 年収証明書の取得基準の引下げや融資上限枠の設定・見直しといった融資審査態勢の改善、「年収証明書不要」等の不適切な文言の削除やテレビCMの特定時間帯における放送自粛といった広告・宣伝の見直しなど、業務運営の改善に向けた取組みの進展が確認されました。
- ② 銀行が保証会社の審査に過度に依存していないかという点についても、年収や借入額と代弁率の関係の分析の実施や、銀行取引情報の

保証審査への活用など、銀行として保証会社の審査に主体的に関与する動きが進んでいる状況が見られました。

- ③ 他方、融資実行後の途上管理については、一部の銀行で、顧客の属性変化に応じて年収証明書の再取得を開始するなどの動きが見られるものの、未だ取組みの進んでいない銀行が多く認められました。

金融庁としては、今後とも、銀行カードローンの業務運営が、多重債務の発生抑制等の観点から適切に行われているか、引き続きモニタリングしていくとともに、今回の調査で途上管理など取組みが不十分と認められた点については、ベストプラクティスの収集・共有や対話等を通じて、具体的な改善を促し、業界全体の業務運営水準の引上げに向けた取組みにつなげていくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[銀行カードローンの実態調査結果について](#)」（平成 30 年 8 月 22 日）にアクセスしてください。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」について

金融庁では、本年 2 月、金融機関等の実効的な態勢整備を促す観点から、「[マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン](#)」（以下、ガイドライン）を策定・公表し、今般、ガイドライン策定・公表以降の金融庁の取組み及び金融機関等の対応状況を中心に取りまとめた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表しました。

マネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与の未然防止は、我が国の金融システムの健全性を維持する観点から、重要な課題です。また、国際社会におけるテロ等の脅威が増す中で、2019 年には FATF (Financial Action Task Force) による第 4 次対日相互審査も予定されており、官民が連携して態勢を強化することが必要です。

金融庁は、平成 30 年 2 月のガイドラインの策定・公表以降、金融機関等の実効的な態勢整備を促すため、以下のような取組みを行ってまいりました。

- 金融機関等のマネロン・テロ資金供与リスクを把握し、的確にモニタリングを実施するという観点から、リスクに関する基礎的な定量データ及び態勢面に関する情報等の整備・収集を要請（平成30年3月）
- 「ガイドライン」の項目のうち、窓口における基本動作等を含む送金取引に係る具体的なチェック事項を取りまとめ、基本的な確認事項（「緊急チェックシート」）として発出し、検証状況の確認を要請（平成30年3月）
- 「ガイドライン」における記載事項全般について、行うべきマネロン・テロ資金供与対策と現状との差異（ギャップ）及び、当該差異を解消するための分析を要請（平成30年5～6月）

金融庁としては、モニタリングで得られた情報や考え方を公表することにより、金融機関等のさらなる態勢整備を促すとともに、普段金融機関等を利用されている皆様におかれましても、マネロン・テロ資金供与対策の高度化にご理解とご協力をいただければと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から『[「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」について](#)』（平成30年8月17日）にアクセスしてください。

第7回日中財務対話について

8月31日、中国・北京において、麻生副総理兼財務大臣兼金融担当大臣及び劉昆財政部長の共同議長の下、第7回日中財務対話が開催されました。

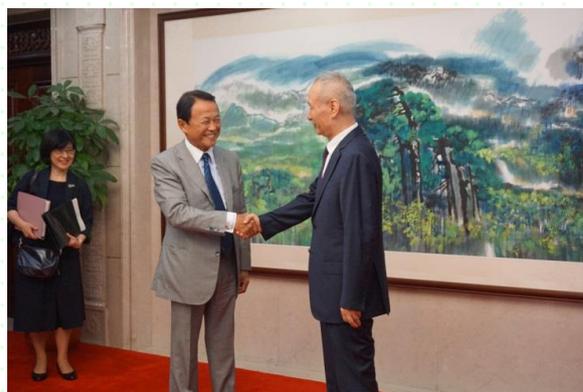
今回から、両国の財務当局・中央銀行に加え、新たに金融行政当局が加わることとなり、金融庁は初めて本対話に参加しました。なお、中国側からは、中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）及び中国証券監督管理委員会（証監会）が初めて本対話に参加しました。

本対話に先立ち、麻生大臣は、8月30日午後、中国国務院の韓正筆頭副総理及び劉鶴副総理と会談し、最近の経済・市場の動向や日中金融協力等について意見交換を行いました。加えて、遠藤長官は、8月31日午後、

銀保監会・郭樹清主席及び証監会・劉士余主席と会談し、今後の日中金融協力の強化等について意見交換を行いました。



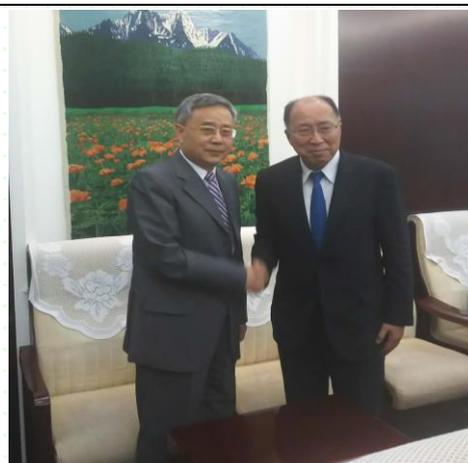
韓正筆頭副総理と面会する麻生大臣



劉鶴副総理と面会する麻生大臣



証監会・劉士余主席と面会する遠藤長官



銀保監会・郭樹清主席と面会する遠藤長官

本対話において、両国はマクロ経済・金融情勢や日中金融協力等について意見交換を行いました。金融分野については、金融庁から、我が国の金融システムの状況や金融行政の課題について説明を行うとともに、日中金融協力について、本年5月の日中首脳会談における合意事項の早期実現、証券市場や金融監督の分野での協力強化等について議論を行いました。

本対話での議論を通じ、両国は金融分野における本年5月の日中首脳会談の合意事項にかかる作業を速やかに進めることに合意しました。また、両国は証券市場などの金融市場や金融監督の分野で、次のステップの方向性や方策を含め、協力を拡大することで意見が一致しました。



日中財務対話の様子（於：北京・釣魚台）

金融庁は、今回の訪中の成果も踏まえ、今後とも日中金融協力の更なる強化を図るとともに、日系金融機関の中国ビジネスの環境整備に努めてまいります。

※ 詳しくは金融庁ウェブサイトの「[国際関係情報](#)」の「[その他](#)」から「[第7回日中財務対話について](#)」（平成30年8月31日）にアクセスして下さい。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。



[「ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～」](#)（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】

10 月 1 日より、下記窓口の電話受付時間を、

< 平日 8 時 45 分～17 時 00 分 >に変更しました。

詳しくは、「[証券取引等監視委員会ウェブサイト](#)」よりご確認ください。

(1) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※受付時間：平日8時45分～17時00分

※IP電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
"for investors, with investors" Securities and Exchange Surveillance Commission

(2) 年金運用ホットライン

平成24年4月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直通：03-3506-6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直通：03-3581-9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】

F A X：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいところとご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
 - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
 - 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
 - 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
 - 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。
- 御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

